

■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。 ■

■ 平成27年4月分(5月納付分)からの健康保険料について

☆平成27年4月分(5月納付分)からの健康保険料について

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1カ月遅れての本年4月分(5月納付分)からの適用となります。

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率については据え置きますが、40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)に対する介護保険料率については、本年4月分(5月納付分)より現行の1.72%から1.58%へ引き下げられます。

都道府県別の保険料率は、4月分の保険料(一般の被保険者については5月納付分)からとなります。都道府県別の保険料率は全国健康保険協会(協会けんぽ)のサイトでご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h27/h27ryougakuhyou>

全国健康保険協会(協会けんぽ)のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

この例では東京都の計算をしています。
お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.97% 折半額 4.985% (昨年と変更なし)
健康保険料 介護保険あり 全額 11.55% 折半額 5.775%

4.985%

5.775%

平成27年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(健康保険料率：平成24年3月分～適用 介護保険料率：平成27年4月分～適用 厚生年金保険料率：平成26年9月分～平成27年8月分適用 子ども・子育て拠出金率：平成24年4月分～適用)

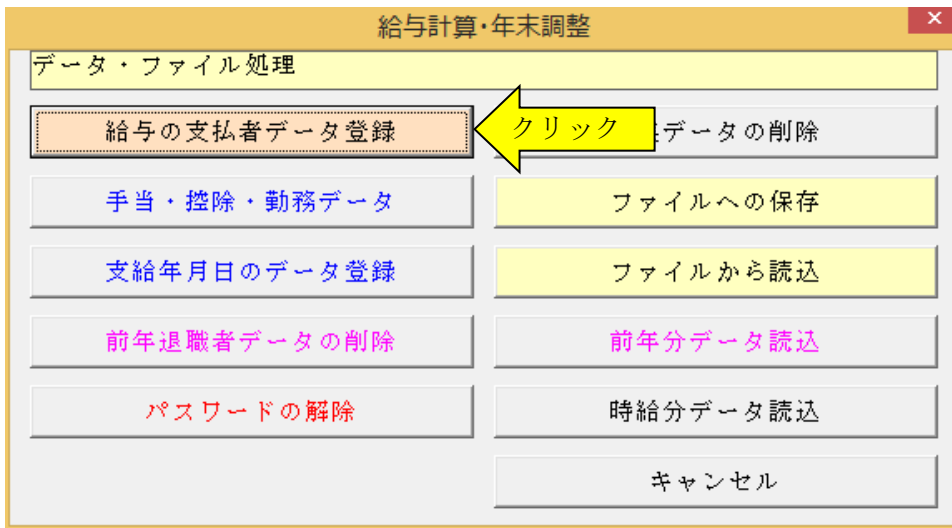
(東京都)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
等級	月額	日額	9.97%		11.55%		17.474%※		17.688%※		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
			円以上	円未満							
1	58,000	1,930	~	63,000	5,782.6	2,891.3	6,699.0	3,349.5			
2	68,000	2,270	63,000	~	73,000	6,779.6	3,389.8	7,854.0	3,927.0		
3	78,000	2,600	73,000	~	83,000	7,776.6	3,888.3	9,009.0	4,504.5		
4	88,000	2,930	83,000	~	93,000	8,773.6	4,386.8	10,164.0	5,082.0		
5(1)	98,000	3,270	93,000	~	101,000	9,770.6	4,885.3	11,319.0	5,659.5	17,124.52	
6(2)	104,000	3,470	101,000	~	107,000	10,368.8	5,184.4	12,012.0	6,006.0	8,562.26	
7(3)	110,000	3,670	107,000	~	114,000	10,967.0	5,483.5	12,705.0	6,352.5	9,086.48	
8(4)	118,000	3,930	114,000	~	122,000	11,764.6	5,882.3	13,629.0	6,814.5	10,309.66	
9(5)	126,000	4,200	122,000	~	130,000	12,562.2	6,281.1	14,553.0	7,276.5	10,309.66	
10(6)	134,000	4,470	130,000	~	138,000	13,359.8	6,679.9	15,477.0	7,738.5	11,008.62	
11(7)	142,000	4,730	138,000	~	146,000	14,157.4	7,078.7	16,401.0	8,200.5	11,143.44	
12(8)	150,000	5,000	146,000	~	155,000	14,955.0	7,477.5	17,325.0	8,662.5	11,850.96	
13(9)	160,000	5,330	155,000	~	165,000	15,952.0	7,976.0	18,480.0	9,240.0	12,558.48	
14(10)	170,000	5,670	165,000	~	175,000	16,949.0	8,474.5	19,635.0	9,817.5	13,266.00	
15(11)	180,000	6,000	175,000	~	185,000	17,946.0	8,973.0	20,790.0	10,395.0	14,150.40	
16(12)	190,000	6,330	185,000	~	195,000	18,943.0	9,471.5	21,945.0	10,972.5	15,034.80	
17(13)	200,000	6,670	195,000	~	210,000	19,940.0	9,970.0	23,100.0	11,550.0	16,003.60	
18(14)	220,000	7,330	210,000	~	230,000	21,934.0	10,967.0	25,410.0	12,705.0	17,000.00	
19(15)	240,000	8,000	230,000	~	250,000	23,928.0	11,964.0	27,720.0	13,860.0	18,000.00	

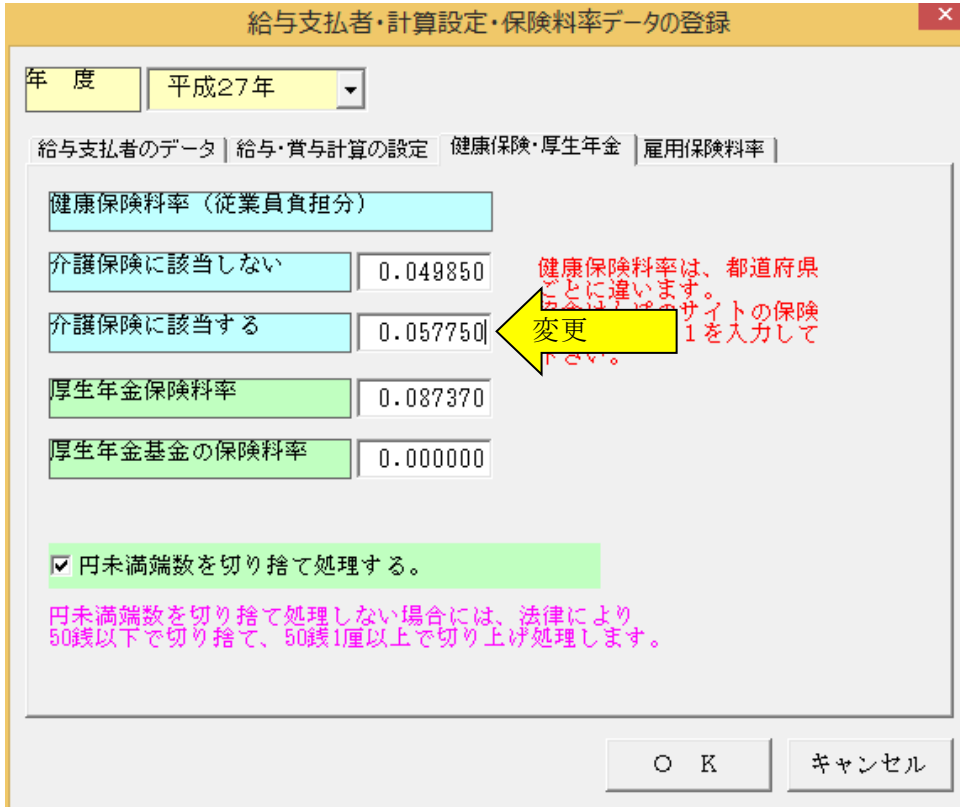
健康保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

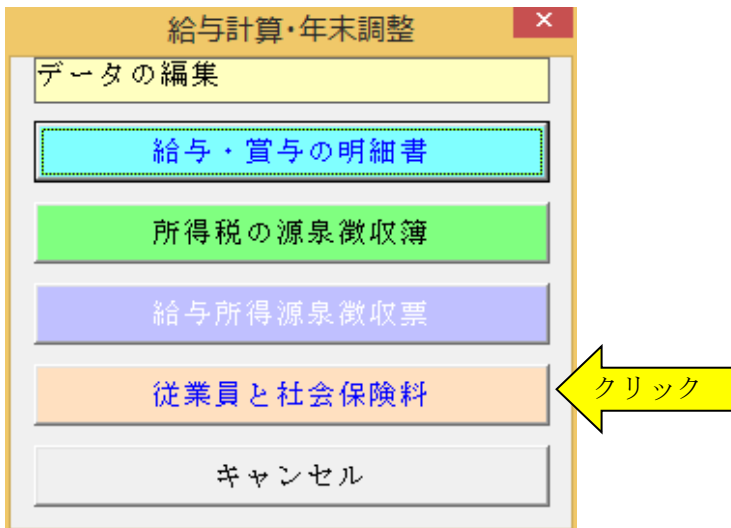


- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率の「0.049850」で変更しないで下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率の「0.0584500」を「0.057750」に変更して下さい。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。



5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の健康保険料を変更します。

標準報酬月額 220,000 円で介護保険適用有にチェックが付いていると、健康保険料は 12,705 円になります。

《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、「平成 27 年 4 月分(5 月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

■ 平成 27 年 4 月分からの雇用保険料について

☆平成 27 年 4 月分からの雇用保険料について

平成 27 年 4 月 1 日から、以下のとおり雇用保険料率が改定はありません。

厚生労働省の「平成 27 年度の雇用保険料率」のサイトです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071609.html>

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

一般の事業 雇用保険料率 13.5/1000 従業員負担 5/1000 事業主負担 8.5/1000

農林水産・
清酒製造業 雇用保険料率 15.5/1000 従業員負担 6/1000 事業主負担 9.5/1000

建設業 雇用保険料率 16.5/1000 従業員負担 6/1000 事業主負担 10.5/1000

■ 雇用保険料のシステムの入力手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率は「0.005000」、
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率は「0.006000」
「土木・建設業」の雇用保険料率は「0.006000」になります。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 平成27年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率

雇用保険の区分
 一般の事業所 農林・水産・清酒業 土木・建設業

雇用保険料率 (従業員負担分)

一般の事業所	0.005000
農林・水産・清酒業	0.006000
土木・建設業	0.006000

円未満端数を切り捨て処理する。

円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。

○ K キャンセル

《ご注意》

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

改正前の「給与明細書」を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算されますので注意してください。

■ 平成 26 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

☆平成 26 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成 26 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げて 17.120%になりました。

改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 26 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 27 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

なお、厚生年金保険料については全国一律の保険料率になります。

厚生年金保険料 一般 全額 17.474 折半額 8.737

「平成 26 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料額表」は、下記の日本年金機構のサイトでご確認ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=27438>

■ 厚生年金保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

給与計算・年末調整

データ・ファイル処理

給与の支払者データ登録 クリック データの削除

手当・控除・勤務データ ファイルへの保存

支給年月日のデータ登録 ファイルから読込

前年退職者データの削除 前年分データ読込

パスワードの解除 キャンセル

- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「厚生年金保険料率」の保険料率「0.085600」を「0.087370」に変更します。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 平成26年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率 |

健康保険料率(従業員負担分)

介護保険に該当しない 0.049850

介護保険に該当する 0.058450

厚生年金保険料率 0.087370 変更

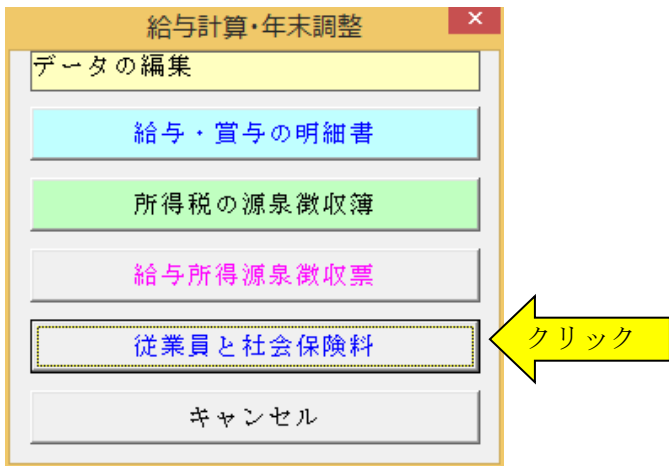
厚生年金基金の保険料率 0.000000

円未満端数を切り捨て処理する。

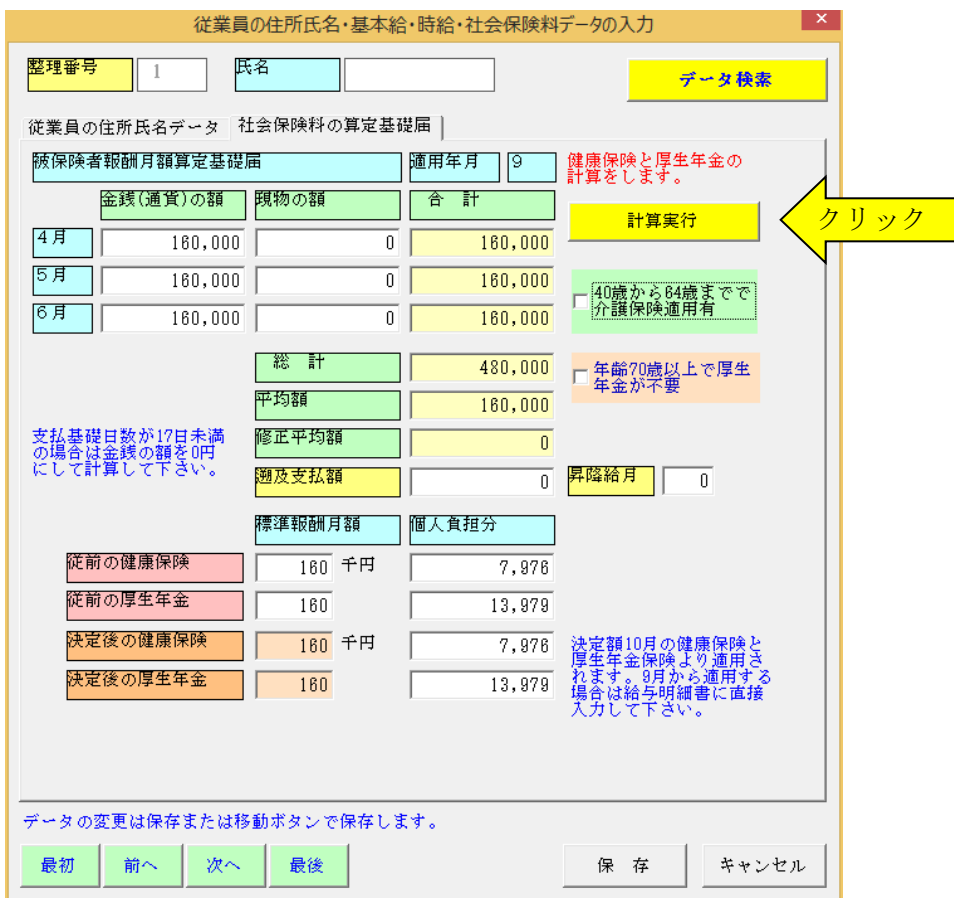
円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により、50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。

OK キャンセル

4 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



5 「社会保険料の算定基礎届」の「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。



《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の厚生年金保険料を変更した場合は、「平成26年9月分からの厚生年金保険料額表」で確認して下さい。

○平成26年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

等級	標準報酬		報酬月額		一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
	月額	日額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
1	98,000	3,270	101,000	~ 101,000	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	18,172.96	9,086.48	18,395.52	9,197.76
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	19,221.40	9,610.70	19,456.80	9,728.40
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	20,619.32	10,309.66	20,871.84	10,435.92
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	22,017.24	11,008.62	22,286.88	11,143.44
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	23,415.16	11,707.58	23,701.92	11,850.96
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	24,813.08	12,406.54	25,116.96	12,558.48
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	26,211.00	13,105.50	26,532.00	13,266.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	27,958.40	13,979.20	28,300.80	14,150.40
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	29,705.80	14,852.90	30,069.60	15,034.80